

設を利用するときは、市は、事業者の費用負担において、市による竣工確認が未了の本施設を検査したうえで、検査に合格した本施設の全部又は一部（以下「合格部分」という。）のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方を行なうことができるものとする。市が合格部分を買い受け又は整備に要した費用の対価の支払いをする場合、市は、その対価の支払債務と、第 66 条第 1 項第 1 号及び同条第 3 項に定めるところの事業者に対する違約金支払請求権及び損害賠償請求権とを対当額で相殺することができ、なお、残額があるときは、支払時点までの利息（年 3.4% の割合とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を付したうえ、一括払い又は分割払いにより事業者に対して支払うものとする。また、これにより市のその他の損害賠償請求は、妨げられない。また、既に市による竣工確認が完了している本施設については、市は事業者に対して、サービス購入料のうち当該本施設の施設整備に係る対価に相当する額を別紙 12 に定めるところに従い支払うものとする。

- (2) 第 59 条又は第 61 条の定めるところに従って本契約が解除された場合、市は、自己の費用負担において、市による竣工確認が未了の本施設を検査したうえで、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受け若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い又はその両方を行なうものとする。この場合、市は事業者に対して、その対価及び第 66 条第 4 項に定めるところの損害賠償額の総額に支払時点までの利息（年 3.4% の割合とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を付したうえ、一括払い又は分割払いにより支払う。なお、既に市による竣工確認が完了している本施設については、市は事業者に対して、サービス購入料のうち当該本施設の施設整備に係る対価に相当する額を、別紙 12 に定めるところに従い支払うものとする。
- (3) 第 62 条の定めるところに従って本契約が解除された場合、市は、自己の費用負担において、市による竣工確認が未了の本施設を検査したうえで、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受け若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い又はその両方を行なうものとする。この場合、市は事業者に対し、その対価に支払時点までの利息（年 3.4% の割合とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を付したうえ、一括払い又は分割払いにより支払う。なお、既に市による竣工確認が完了している本施設については、市は事業者に対して、サービス購入料のうち当該本施設の施設整備に係る対価に相当する額を、別紙 12 に定めるところに従い支払うものとする。
- (4) 前三号に定めるところの検査に際して市が必要と認めるときは、市は、その理由を事前に事業者に対して通知したうえ、本施設を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項にかかわらず、全ての本施設の施設供用が開始される前に本契約が解除された場合で、本件工事の進捗状況を考慮して、本事業用地の部分的な更地化若しくは原状回復又はその両方が社会通念上合理的であると市が判断したときは、市は事業者に対して、そのいずれかを請求することができ、事業者はこれに従うものとする。この場合、解除

が第 59 条、第 61 条又は第 62 条に基づくときは、市がその費用を負担するものとし、第 60 条に基づくときは、事業者がその費用を負担するものとする。ただし、事業者が正当な理由なく相当の期間内に係る更地化若しくは原状回復又はその両方を行わないときは、市は事業者に代わりそのいずれかを行うことができるものとし、これに要した費用については、第 59 条、第 61 条又は第 62 条による解除の場合は市がこれを負担し、また、第 60 条による解除の場合は事業者がこれを負担し、市の求めるところに従って支払うものとする。この場合、事業者は、市の処分について異議を申し出ることができない。

3 本施設のうち施設供用業務が開始されている部分がある場合、当該施設供用業務の対象となっている本施設に関する限りにおいて、次条第 2 項及び第 3 項並びに第 4 項第 3 号第 2 文を準用する。

第 65 条（施設供用開始後の解除の効力）

1 全ての本施設の施設供用が開始された後に第 59 条ないし第 62 条の定めるところにより本契約が解除された場合、本契約は、将来に向かって終了する。この場合、市は、第 40 条に定めるところに従って引渡しを受けた本施設の所有権を引き続き所有するものとする。

2 前項の場合、市は、本契約が解除された日から 10 日以内に本施設の現況を検査したうえ、本施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、事業者に対してその修補を求めることができる。事業者は、その費用負担において本施設の修補を実施するものとし、修補完了後、速やかに市に対してその旨を通知するものとする。市は、かかる通知の受領後 10 日以内に修補の完了検査を行うものとする。

3 前項の手続終了後、事業者は、速やかに施設供用業務を、市又は市の指定する者に引き継ぐものとし、市又は当該第三者が施設供用業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行うものとする。

4 前項の定めるところに従って、市が施設供用業務を引き継いだ後、市及び事業者は、以下の各号に定めるところに従って、サービス購入料を取り扱うものとする。

(1) 本契約の解除が第 60 条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、サービス購入料のうち未払いの施設整備に係る対価を、別紙 12 の定めるところに従い支払う。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により本施設が損傷しており、修繕を施しても利用が困難であると客観的に判断され、かつ、市の被る損害額が未払いの施設整備に係る対価を上回る場合には、市は、サービス購入料のうち未払いの施設整備に係る対価に相当する部分の支払期限が到来したものとみなして、かかる対価と損害額とを相殺することにより、サービス購入料のうち未払いの施設整備に係る対価の支払義務を免れることができるものとする。なお、これにより市のその他の損害賠償の請求は、妨げられないものとする。

(2) 本契約の解除が第 59 条又は第 61 条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、サービス購入料のうち未払いの施設整備に係る対価を別紙 12 の定めるところに従い支払うとともに、第 66 条第 4 項に定めるところの損害賠償額の総額を、一括払い又

は分割払いにより事業者に対し支払うものとする。

- (3) 本契約の解除が第 62 条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、サービス購入料のうち未払いの施設整備に係る対価を、別紙 12 の定めるところに従い支払うものとする。また、市は事業者が施設供用業務を終了させるために要する費用を事業者に対して支払うものとする。

第66条 (損害賠償)

1 第 60 条各項の規定により本契約が解除された場合、事業者は、次の各号に定める額を市の指定する期限までに支払うものとする。

(1) 引渡日前に解除された場合

施設整備に係る対価の総額（ただし、割賦支払金に対する金利に相当する額を除く。）の 100 分の 10 に相当する額

(2) 引渡日以降に解除された場合

施設供用に係る対価の 100 分の 20 に相当する額

2 前項第 1 号の場合において、第 24 条の規定により市を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、市は、当該履行保証保険契約の保険金を受領し、これをもって違約金及び損害賠償に充当することができる。

3 第 60 条各項に基づく解除に起因して市が被った損害額が本条第 1 項の違約金額を上回る場合、事業者は、その差額を市の請求するところに従って支払うものとする。

4 第 59 条又は第 61 条の規定により本契約が解除された場合、市は、かかる解除により事業者が被った損害額を、事業者の請求するところに従って支払うものとする。

第67条 (保全義務)

事業者は、解除の通知がなされた日から第 64 条第 1 項各号による引渡し又は第 64 条第 3 項若しくは第 65 条第 3 項による施設供用業務の引継ぎ完了のときまで、本施設（出来形部分を含む。）について、自らの責任及び費用において、最小限度の保全措置をとらなければならない。

第68条 (関係書類の引渡し等)

1 事業者は、第 64 条第 1 項第 1 号ないし第 3 号に基づく引渡し又は第 65 条第 3 項に基づく施設供用業務の引継ぎの完了と同時に、市に対して、設計図書及び竣工図書（ただし、すでに事業者が提出しているものを除く。また、本契約が本施設に係る施設供用の実施開始前に解除された場合、図面等については事業者がすでに作成を完了しているものに限る。）その他本施設の整備及び修補に係る書類並びに本施設の施設供用に必要な書類の一切を引き渡すものとする。

2 市は、前項に基づき提出を受けた図書等を本施設の施設供用のために、無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができるものとし、事業者は、市によるかかる図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著

作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとする。

第69条（所有権の移転）

事業者は、第64条第1項第1号ないし第3号に基づき本施設又はその出来形の所有権を市に移転する場合、担保権その他の制限による負担のない、完全な所有権を市に対して移転しなければならない。

第8章 雜則

第70条（公租公課の負担）

本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者がこれを負担するものとする。ただし、本契約締結時点において市及び事業者が予測不可能であると認められる新たな公租公課の負担が事業者に発生した場合、事業者は、その負担及び支払方法について、市と協議することができる。

第71条（協議義務）

- 1 本契約において市及び事業者による協議が予定されている事由が発生した場合、市及び事業者は、速やかに次項に定めるところの協議会の開催に応じるものとする。
- 2 市及び事業者は、別途定められた協議会設置要綱に従って、協議会を運営するものとする。

第72条（金融機関等との協議）

市は、本事業の継続性を確保するため、事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することができる。

第73条（財務書類の提出）

事業者は、本契約の終了に至るまで、毎会計年度の最終日から3ヶ月以内に、当該会計年度に係る計算書類等に公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付し、市に提出しなければならない。

第74条（秘密保持）

市及び事業者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密の内容を自己の役員及び従業員又は自己の代理人又は事業者に対して資金提供を行う金融機関若しくはコンサルタント以外の第三者に漏らし、また、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、本事業に関して知る前に既に自ら保有していたもの、本事業に関して知る前に公知であったもの、本事業に関して知った後自らの責めによらないで公知となったもの、本事業に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることな

しに取得したものについては、秘密保持義務の対象から除くものとする。

第75条（著作権等）

- 1 事業者は、市に対し、市が本施設の内容を自由に公表することを許諾する。
- 2 事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合はこの限りではない。
 - (1) 本施設の内容を公表すること。
 - (2) 本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。

第76条（著作権の侵害防止）

- 1 事業者は、本施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。
- 2 事業者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害する場合、自己の責任及び費用負担において、第三者に対して損害を賠償し、その他必要な措置を講じなければならない。

第77条（産業財産権）

事業者は、本事業において特許権その他産業財産権の対象となっている技術等を使用する場合、自己の責任及び費用負担においてそれを使用するものとする。ただし、市がその使用を指定した場合で、事業者が当該産業財産権の存在を知らなかったときは、市は、事業者がその使用に関して要した費用を負担するものとし、その負担の方法は、市と事業者との間の協議においてこれを定めるものとする。

第78条（株式等の発行制限）

事業者は、本事業期間中、市の事前の承諾を得た場合を除くほか、本契約成立日時点で事業者の株主である者以外の第三者に対して株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行してはならない。

第79条（権利等の譲渡制限）

- 1 事業者は、本契約に基づき市に対して有する本事業に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡、質権設定その他担保提供又はその他処分することができない。ただし、市の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 事業者は、本契約その他本事業に関して市との間で締結した契約に基づき事業者が有する契約上の地位の全部又は一部を第三者に譲渡、質権設定その他担保提供又はその他処分することができない。ただし、市の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

第80条（事業者の兼業禁止）

事業者は、本契約に規定された業務以外の業務を行ってはならない。ただし、市の事前

の承諾を得た場合は、この限りでない。

第81条（遅延利息）

事業者が本契約に基づき行うべき市への支払を遅滞した場合、事業者は、未払い額につき遅延日数に応じ年3.4%の割合（1年を365日とする日割計算とする。）で計算した額の遅延利息を付したうえで、市に対して支払うものとする。

第82条（要求水準書の変更）

1 市は、設計変更及び第62条の場合を除き、次の各号所定の事由が生じた場合、次項の定める手続に従って、要求水準書の内容を変更することができる。

- (1) 法令変更により業務内容が著しく変更されるとき
- (2) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき
- (3) 市の事由により業務内容の変更が必要なとき
- (4) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき

2 要求水準書の変更は、次各号の定めに従って行われるものとする。

- (1) 市は、前各号のいずれかに該当する場合、速やかに、その旨と要求水準書の変更内容を事業者に通知し、事業者の意見を聴取するものとする。
- (2) 事業者は、前(1)号所定の通知受領後20日以内に意見書を提出するものとする。
- (3) 市は、前(2)号所定の意見書を期限内に受領しないときは、事業者の意見がないものとして取り扱うことができる。
- (4) 市は、事業者の意見に拘束されないものとするが、事業者の意見を聴取した結果を尊重し、必要に応じて事業者の意見を反映して変更内容の修正（修正は義務ではない。）を行ったうえで確定的な変更内容を事業者に通知することにより、要求水準書の変更を確定する。
- (5) 本契約に基づく事業者への支払金額を含め事業契約書の変更が必要となるとき、市は、必要な契約変更を行うものとし、事業者は、これに協力する。

第83条（管轄裁判所）

本契約に関する紛争は、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第84条（疑義に関する協議）

本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

第85条（その他）

1 市及び事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除くほか、本契約に基づいて相手

方に対して行う請求、通知、報告、申出、承諾、勧告、催告及び解除その他一切の意思表示又は觀念若しくは事実の通知を、書面をもって行うものとする。なお、市及び事業者は、かかる請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知するものとし、本事業期間中に変更された場合、直ちに相手方に通知するものとする。

- 2 本契約の履行に関して市と事業者間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本契約の履行に関して市と事業者間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、「計量法」（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 5 本契約上の期間の定めは、「民法」（明治29年法律第89号）及び「商法」（明治32年法律第48号）が規定するところによるものとする。
- 6 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。
- 7 本契約の定めるところに従って事業者が市に対して書面で提出することを要する届出、通知、計画、報告、図面、図表その他の書類の内容及び体裁（図面等のデータを記録した市の指定する記録媒体を添付することを含む。）、部数等については、本契約に別段の定めがない限り、市が別途指定するところに従うものとする。
- 8 本契約の定める指定日又は期限満了日が開庁日（富士見市の休日を定める条例（平成2年富士見市条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日を除いた日をいう。以下同じ。）でない場合には、当該指定日又は期限満了日は翌開庁日となるものとする。

[以下余白]

別紙一覧

- 別紙 1 日程表（第 4 条）
- 別紙 2 本事業用地（第 1 条、第 5 条）
- 別紙 3 基本設計図書（第 1 条）
- 別紙 4 実施設計図書（第 1 条）
- 別紙 5 着工時の提出図書（第 18 条第 1 項）
- 別紙 5-2 工事監理業務の提出書類（第 19 条第 1 項、第 3 項関係）
- 別紙 6 施工中の提出図書（第 18 条第 4 項）
- 別紙 7 竣工時の提出図書（第 28 条第 4 項）
- 別紙 8 事業者等が付保する保険（第 23 条、第 54 条第 2 項）
- 別紙 9 不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合（第 14 条第 3 項第 4 号、第 35 条第 2 項第 4 号、第 37 条第 1 項第 4 号、第 39 条第 3 項、第 42 条第 3 項、第 62 条第 2 項）
- 別紙 10 保証書の様式（第 43 条第 5 項）
- 別紙 11 業務報告書の構成及び内容（第 52 条第 1 項）
- 別紙 12 サービス購入料の金額と支払いスケジュール（第 55 条各項、第 56 条、第 64 条第 1 項第 1 号ないし第 3 号、第 65 条第 4 項第 1 号ないし第 3 号）
- 別紙 13 サービス購入料の減額の基準と方法（第 53 条第 2 項、第 57 条、第 60 条第 2 項）
- 別紙 14 法令変更による追加的な費用の負担割合（第 14 条第 3 項第 3 号、第 35 条第 2 項第 3 号、第 37 条第 1 項第 3 号、第 42 条第 1 項、第 62 条第 2 項）

別紙1 日程表

(第4条関係)

基本設計図書の提出期限	平成 19年 5月 31日
実施設計図書の提出期限	平成 19年 9月 30日
本件工事着工予定日	平成 19年 11月 1日
本施設（後期供用開始屋外運動場を除く）の引渡予定日	平成 20年 12月 1日
第1供用開始予定日	平成 21年 1月 1日
第2供用開始予定日	平成 21年 4月 1日
後期供用開始屋外運動場の引渡予定日	平成 21年 10月 31日
第3供用開始予定日	平成 21年 11月 1日
契約終了日（施設共用業務終了日）	平成 35年 3月 31日

別紙2 本事業用地
(第1条、第5条関係)



所在地：富士見市鶴瀬西 2551番7外

別紙3 基本設計図書

(第1条関係)

ア 設計図	: 3部 (A1 : 1部、A3縮小版 : 2部)
イ 基本設計説明書	: 2部
ウ 構造計算資料	: 2部
エ 什器備品リスト	: 2部
オ 什器備品カタログ	: 2部

別紙4 実施設計図書
(第1条関係)

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ア 設計図 | : 3部 (A1:1部、A3縮小版:2部) |
| イ 実施設計説明書 | : 2部 |
| ウ 工事費内訳書(学校別・業務別) | : 3部 |
| エ 数量調書 | : 2部 |
| オ 設計計算書(構造・設備他) | : 2部 |
| カ 補助金申請関連図書 | : 2部 |
| キ 建物求積図(補助申請用) | : 1部 |

別紙5 着工時の提出書類

(第18条第1項関係)

ア 工事実施体制	: 1部
イ 工事着工届	: 1部
ウ 現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付）	: 1部
エ 下請業者一覧表	: 1部
オ 仮設計画書	: 1部
カ 工事記録写真撮影計画書	: 1部
キ 施工計画書	: 1部
ク 主要資機材一覧表	: 1部

※ 着工時の提出書類は、建設企業が工事監理者に提出してその承認を受けたものを、工事監理者が市に提出する。

別紙 5-2 工事監理業務の提出書類
(第 19 条第 1 項、第 3 項関係)

(1) 着工前の提出書類 (第 19 条第 1 項関係)

- ア 管理技術者等通知書 (経歴書を添付) : 1 部
イ 工事監理業務工程表 : 1 部

(2) 施工中の提出書類 (第 19 条第 3 項関係)

- ア 監理業務報告書 : 1 部
① 監理日誌
② 工事検査記録
③ 工事打合せ記録
④ 設計変更等記録
⑤ 工事監理写真

別紙6 施工中の提出書類

(第18条第4項関係)

ア 工事完了届	: 1部
イ 機器承諾願	: 1部
ウ 残土処分計画書	: 1部
エ 産業廃棄物処分計画書	: 1部
オ 主要工事施工計画書	: 1部
カ 生コン配合計画書	: 1部
キ 各種試験結果報告書	: 1部
ク 各種出荷証明	: 1部
ケ マニュフェストA・B2・D・E票	: 1部

※ 施工中の提出書類は、建設企業が工事監理者に提出してその承認を受けたものを、工事監理者が市に提出する。

別紙7 竣工時の提出図書

(第28条第4項関係)

1. 事業者による竣工検査等における提出図書

- ア 工事完了届 : 1部
- イ 工事記録写真 : 1部
- ウ 竣工図（建築） : 一式（製本図A3観音1部、原図1部及びデジタルデータ）
- エ 竣工図（電気設備） : 一式（製本図A3観音1部、原図1部及びデジタルデータ）
- オ 竣工図（機械設備） : 一式（製本図A3観音1部、原図1部及びデジタルデータ）
- カ 竣工図（衛生設備） : 一式（製本図A3観音1部、原図1部及びデジタルデータ）
- キ 竣工図（什器備品配置表） : 一式（製本図A3観音1部、原図1部及びデジタルデータ）
- ク 竣工図（上記各工事合冊） : 一式（製本図A3観音1部）
- ケ 竣工調書 : 1部
- コ 竣工写真（学校別・施設別に外観5カット・内観20カット） : 5部
- サ 工事費内訳書（学校別・業務別） : 4部

2. 法令による完成検査等における提出図書

- ア 前項所定のアないしサ所定の各図書のうち、法令による完成検査等を経て修正又は追加若しくは補充を行った図書 : 当該図書に関して前項において指定されている部数

※ 竣工図書は、竣工検査及び設備等の試験運転後、市に提出する。ただし、建設企業が工事監理者に提出してその承認を受けたものを、工事監理者が市に提出する。

別紙 8 事業者等が付保する保険
(第 23 条、第 54 条第 2 項関係)

(1) 本件工事期間

ア 建設工事保険

本件工事期間中の施設に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用を補償する。

(ア) 対象：本件工事に関するすべての建設資産

(イ) 補償額：本施設の再調達金額

(ウ) 期間：本件工事期間（ただし、引渡し日以降を除く。）

(エ) その他：被保険者を事業者、建設企業及び市とする。

イ 第三者賠償責任保険

本件工事期間中に第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害を補償する。

(ア) 対象：本件工事の施工により第三者に生じた一切の法律上の賠償責任

(イ) 補償額：対人：1名あたり1億円以上、1事故あたり10億円以上

対物：1事故あたり1億円以上

(ウ) 期間：本件工事期間

(エ) その他：被保険者を事業者、建設企業及び市とし、交差責任担保特約を付ける。

(2) 施設供用期間

ア 第三者賠償責任保険

施設供用期間中に第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害を補償する。

(ア) 対象：本施設における施設供用業務の実施により第三者に生じた一切の法律上の賠償責任

(イ) 補償額：対人：1名あたり1億円以上、1事故あたり10億円以上

対物：1事故あたり1億円以上

(ウ) 期間：施設供用期間

(エ) その他：被保険者を事業者、維持管理企業、運営個別事務受託者及び市とし、交差責任担保特約を付ける。

別紙9 不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合
(第14条第3項第4号、第35条第2項第4号、第37条第1項第4号、
第39条第3項、第42条第3項、第62条第2項関係)

(1) 本契約締結日から引渡日までの期間

当該期間中に不可抗力が生じ、本施設に損害（ただし、事業者の得べかりし利益は含まない。以下本別紙9において同じ。）及び追加的な費用が発生した場合、当該損害及び追加的な費用の額が当該期間中に累計で施設整備費部分（ただし、消費税等相当額を含み割賦手数料を含まない金円とする。）の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われた場合、当該保険金額相当額は、損害及び追加的な費用の額から控除する。

(2) 前号所定の期間満了日の翌日から本契約終了日までの期間

当該期間中に不可抗力が生じ、損害及び追加的な費用が発生した場合、当該損害及び追加的な費用の額が一事業年度につき累計で一年間の維持管理・運営費部分額（ただし、消費税等相当額を含み、第56条の規定による改定を考慮し、かつ第57条の規定による減額を考慮しない金額とする。）の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われた場合、当該保険金額相当額は、損害及び追加的な費用の額から控除する。

別紙 10 保証書の様式

(第 43 条第 5 項関係)

〔建設者〕（以下「保証人」という。）は、市立つるせ台小学校、市立図書館鶴瀬西分館及び市立つるせ台放課後児童クラブ整備並びに維持管理運営事業（以下「本事業」という。）に関連して、事業者が富士見市（以下「市」という。）との間で締結した平成 19 年〔 〕月〔 〕日付事業契約書（以下「本事業契約」という。）に基づいて、事業者が市に対して負担する以下の第 1 条の債務（以下「主債務」という。）につき事業者と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。なお、本保証において用いられる用語は、本保証において特に定義された場合を除き、本事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

第 1 条（保証）

保証人は、本事業契約第 43 条第 1 項及び同条第 2 項に基づく事業者の市に対する債務を保証する。

第 2 条（通知義務）

市は、工期の変更、延長、工事の中止その他本事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第 3 条（保証債務の履行の請求）

1. 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
2. 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から 7 日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定するものとする。
3. 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

第 4 条（求償権の行使）

保証人は、本事業契約に基づく事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。ただし、市及び事業者の同意がある場合は、この限りでない。

第5条（終了及び解約）

1. 保証人は、本保証を解約することができない。
2. 本保証は、本件事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。

第6条（管轄裁判所）

本保証に関する訴訟、和解及び調停に関しては、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上の証として本保証書が2部作成され、保証人はこれに署名し、1部を市に差し入れ、1部を自ら保有する。

平成〔〕年〔〕月〔〕日

保証人：

別紙 11 業務報告書の構成及び内容
(第 52 条第 1 項関係)

(1) 維持管理業務報告書

- ア 事業者は、維持管理の各業務に関する日報、各種記録、各種点検・保守等報告書、図面、法定の各種届出・許認可申請書類、管理台帳、月報、四半期報告書及び是正勧告に対応した是正報告書等を業務報告書として整備する。
- イ 月報、四半期報告書及び是正報告書は、対象月及び対象四半期終了後 10 日以内に市に提出する。月報には、当該月の各種点検・保守等報告書の写しを添付すること。
- ウ 日報、各種記録、各種点検・保守等報告書、図面、法定の各種届出・許認可申請書類、管理台帳等は、作成・更新の都度、教育委員会、小学校及び図書館分館に提出する。
- エ 業務報告書に記載すべき事項は、市と協議のうえ定め、維持管理業務仕様書に規定する。
- オ 各種点検・保守等報告書には、施設の修繕記録、設備の運転・点検記録を含む。
- カ 修繕等の実施により実施設計図書に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させておくこと。

(2) 運営業務報告書

- ア 事業者は、運営業務に関する日報、月報、四半期報告書及び是正勧告に対応した是正報告書を業務報告書として整備する。
- イ 月報、四半期報告書及び是正報告書は、対象月及び対象四半期終了後 10 日以内に市に提出する。
- ウ 日報は事業者が保管し、市の要請に応じて提出する。
- エ 業務報告書に記載すべき事項は、市の指示によるものとし、運営業務仕様書に規定する。

別紙12 サービス購入料の金額と支払いスケジュール
 (第55条各項、第56条、第64条第1項第1号ないし第3号、
 第65条第4項第1号ないし第3号関係)

1 サービス購入料の構成

市が事業者に対して支払うサービス購入料は、次の項目により構成される。

サービス購入料 A	<input type="radio"/> 本施設の設計・建設に係る費用のうち、国庫補助及び起債の対象となる施設整備の対価に相当する額 <input type="radio"/> 本施設の設計・建設に係る費用は、設計費（各種手續及び申請費用を含む。）、建設工事費（直接工事費及び共通費）、工事監理費、建中金利、融資組成手数料、市への所有権移転費用、本施設の設計及び建設に係る保険料その他施設整備に関する初期投資と認められる費用とし、事業者の会社設立登記に要する費用及び契約に係る印紙代は含まないものとする。 <input type="radio"/> 建設業務完了証交付後に支払う。
サービス購入料 B	<input type="radio"/> 本施設の設計・建設に係る費用からサービス購入料Aに相当する金額を除いた額及びこれにかかる金利の合計とする。 <input type="radio"/> 施設供用期間にわたり、毎年度（四半期ごと）支払う。
サービス購入料 C	<input type="radio"/> 本施設の施設供用業務に係る費用のうち、小学校及び放課後児童クラブの維持管理に係る費用 <input type="radio"/> 本施設の施設供用業務に係る費用は、本施設の維持管理業務（建築物保守管理業務、建築設備等保守管理業務、清掃業務及び保安警備業務）並びに図書館分館運営業務（開館準備業務、総括・管理業務、奉仕業務及び備品管理業務）を実施するにあたり必要とする人件費、物件費、消耗品費、保険料、手数料その他これらの業務に係る費用、公租公課、事業者の利益及び運営費（人件費、一般管理費、事務費、法人税その他事業を実施するために事業者が必要とする費用を含む。）とする。 <input type="radio"/> 施設供用期間にわたり、毎年度（四半期ごと）支払う。 <input type="radio"/> 物価変動を考慮した改定を行う。
サービス購入料 D	<input type="radio"/> 本施設の施設供用業務に係る費用のうち、図書館分館の維持管理に係る費用 <input type="radio"/> 施設供用期間にわたり、毎年度（四半期ごと）支払う。 <input type="radio"/> 物価変動を考慮した改定を行う。
サービス購入料 E	<input type="radio"/> 本施設の施設供用業務に係る費用のうち、図書館分館の運営に係る費用 <input type="radio"/> 施設供用期間にわたり、毎年度（四半期ごと）支払う。 <input type="radio"/> 物価変動を考慮した改定を行う。
サービス購入料 F	<input type="radio"/> 本施設の施設供用業務に係る費用のうち、図書館分館の空調設備更新業務に係る費用 <input type="radio"/> 図書館分館の空調設備更新業務に係る費用は、更新に係る設計・工事監理費、直接工事費、共通費及び各種手續・申請費用とする。 <input type="radio"/> 施設供用期間の中で事業者提案に記載された年度に、事業者提案に記載された金額を支払う（1回限りとする。）。 <input type="radio"/> 物価変動を考慮した改定を行う。

2 サービス購入料の算定方法

サービス購入料の算定方法は、次のとおりである。

サービス購入料 A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入札説明書に示す「入札価格の算定におけるサービス購入料A相当額」をもとに、国庫補助金及び起債対象額の精査を踏まえ、事業契約書締結前までに確定する「サービス購入料A支払予定額」とする。 ○ 事業契約締結後において、国庫補助金又は起債対象額が増額となった場合、サービス購入料A支払予定額に当該増額金額を上乗せして支払い、国庫補助金又は起債対象額が減額となった場合、サービス購入料A支払予定額を支払う。
サービス購入料 B	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本施設の設計・建設に係る費用として事業者提案に記載された金額からサービス購入料Aに相当する金額（国庫補助金又は起債対象額が増額となった場合、サービス購入料A支払予定額に当該増額金額を上乗せした金額）を除いた額、並びにこれを割賦元金とし、事業者提案の固定金利により返済期間 14 年 4 ヶ月の元利均等方式で算出される金利（以下「割賦手数料」という。）の合計とする。 ○ 割賦手数料の前提となる金利は、基準金利とスプレッドの合計とする。 ○ 基準金利は、本施設（後期供用開始屋外運動場を除く。）の引渡日の 2 営業日前の日における 6 カ月 LIBOR ベース 15 年物（円一円）金利スワップレート（午前 10 時に TELERATE から発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE(TSR)）の中値とする。 ○ スプレッドは、事業者提案に記載されたスプレッドとし、事業期間中の見直しは行わない。 ○ 割賦手数料は、本施設（後期供用開始屋外運動場を除く。）の引渡予定日以降発生するものとする。
サービス購入料 C	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス購入料Cの額として事業者提案に記載された金額を 57 等分した金額を、四半期分の支払額とする（物価変動による改定前）。
サービス購入料 D	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス購入料Dの額として事業者提案に記載された金額を 57 等分した金額を、四半期分の支払額とする（物価変動による改定前）。
サービス購入料 E	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス購入料Eの額として事業者提案に記載された金額を 57 等分した金額を、四半期分の支払額とする（物価変動による改定前）。
サービス購入料 F	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス購入料F相当額として事業者提案に記載された金額とする（物価変動による改定前）。

3 サービス購入料の支払方法

サービス購入料の支払方法は、次のとおりである。

サービス購入料 A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、第 34 条に定める建設業務完了証交付後、事業者に対してサービス購入料Aを一括して支払う。 ○ 事業者は、市より建設業務完了証受領後、速やかに市にサービス購入料Aの請求書を提出する。 ○ 市は、請求日（適正な請求書を市が受領した日。以下同じ。）から 30 日以内にサービス購入料Aを支払う。
--------------	--

サービス購入料 B	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、第 40 条に定める本施設の引渡しの完了を確認した後、事業者に対してサービス購入料 B を四半期に 1 回、計 57 回に分けて各回均等に支払う。 ○ 事業者は、各事業年度の各四半期末に市にサービス購入料 B の請求書を提出する。 ○ 市は、請求日から 30 日以内にサービス購入料 B を支払う。 ○ 第 1 回支払予定期は、平成 20 年度第 4 四半期末の請求により、平成 21 年 4 月から 5 月とする。
サービス購入料 C、D、E	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、第 52 条に定めるところにより四半期報告書を受領した後、当該受領日から 10 日以内に事業者に対して業務確認結果を通知する。 ○ 事業者は、市より業務確認結果受領後、速やかに市にサービス購入料 C、D 及び E の請求書を提出する。 ○ 市は、請求日から 30 日以内にサービス購入料 C、D 及び E を支払う。 ○ 第 1 回支払予定期は、平成 20 年度第 4 四半期報告書受領後の請求により、平成 21 年 4 月から 5 月とする。
サービス購入料 F	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者提案に基づいて事業者が実施した更新業務について、市は、第 31 条に定めるところに準じ、更新業務の完了確認を実施し、当該確認日から 10 日以内に事業者に対して完了確認結果を通知する。 ○ 事業者は、市より完了確認結果受領後、速やかに市にサービス購入料 F の請求書を提出する。 ○ 市は、請求日から 30 日以内にサービス購入料 F を支払う。

4 サービス購入料の支払金額

サービス購入料の支払予定期額は、次のとおりである。

(1) サービス購入料 A

金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 金 円)	
-----------------------------	--

※ ただし、サービス購入料 A は、国庫補助金及び起債の対象等の精査によって変更する場合があるが、平成 19 年 3 月末までに確定するものとする。

(2) サービス購入料 B

		計	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
平成 20 年度	割賦元金 (うち消費税等)					
	割賦手数料					
	支払予定期額					
平成 21 年度	割賦元金 (うち消費税等)					
	割賦手数料					
	支払予定期額					
平成 22 年度	割賦元金 (うち消費税等)					
	割賦手数料					
	支払予定期額					

平成 23年度	割賦元金 (うち消費税等)					
	割賦手数料					
	支払予定額					
平成 24年度	割賦元金 (うち消費税等)					
	割賦手数料					
	支払予定額					
平成 25年度	割賦元金 (うち消費税等)					
	割賦手数料					
	支払予定額					
平成 26年度	割賦元金 (うち消費税等)					
	割賦手数料					
	支払予定額					
平成 27年度	割賦元金 (うち消費税等)					
	割賦手数料					
	支払予定額					
平成 28年度	割賦元金 (うち消費税等)					
	割賦手数料					
	支払予定額					
平成 29年度	割賦元金 (うち消費税等)					
	割賦手数料					
	支払予定額					
平成 30年度	割賦元金 (うち消費税等)					
	割賦手数料					
	支払予定額					
平成 31年度	割賦元金 (うち消費税等)					
	割賦手数料					
	支払予定額					
平成 32年度	割賦元金 (うち消費税等)					
	割賦手数料					
	支払予定額					
平成 33年度	割賦元金 (うち消費税等)					
	割賦手数料					
	支払予定額					
平成 34年度	割賦元金 (うち消費税等)					
	割賦手数料					
	支払予定額					
合計	割賦元金 (うち消費税等)					
	割賦手数料					
	支払予定額					

(3) サービス購入料C、D及びE

対象	対応するサービス購入料	支払見込時期
年度第1四半期分	サービス購入料C、D、Eの年額×1/4	7～8月
年度第2四半期分	サービス購入料C、D、Eの年額×1/4	10～11月
年度第3四半期分	サービス購入料C、D、Eの年額×1/4	1～2月
年度第4四半期分	サービス購入料C、D、Eの年額×1/4	4～5月

事業者提案に基づく平成20年度及び平成21年度の支払予定額（物価変動による改定前）は、次のとおりである。

サービス購入料C

対象	支払予定額
第1四半期分	円（うち消費税等 円）
第2四半期分	円（うち消費税等 円）
第3四半期分	円（うち消費税等 円）
第4四半期分	円（うち消費税等 円）
計	円（うち消費税等 円）

サービス購入料D

対象	支払予定額
第1四半期分	円（うち消費税等 円）
第2四半期分	円（うち消費税等 円）
第3四半期分	円（うち消費税等 円）
第4四半期分	円（うち消費税等 円）
計	円（うち消費税等 円）

サービス購入料E

対象	支払予定額
第1四半期分	円（うち消費税等 円）
第2四半期分	円（うち消費税等 円）
第3四半期分	円（うち消費税等 円）
第4四半期分	円（うち消費税等 円）
計	円（うち消費税等 円）

※端数35円については、平成20年度第4四半期のサービス購入料Eに上乗せする。

(4) サービス購入料F

支払予定額	支払見込時期
円（うち消費税等 円）	平成30年度

5 サービス購入料の改定

(1) 基準金利の変動によるサービス購入料Bの改定

事業者提案の作成に用いた平成18年10月2日の金利水準と、本施設（後期供用開始屋外運動場を除く。）の引渡日の2営業日前の日における金利水準（以下「新基準金利」という。）に差が生じた場合は、サービス購入料Bを改定する。

改定後の金利	=	新基準金利+事業者提案のスプレッド
改定後のサービス購入料B	=	割賦元金+改定後の金利に基づく割賦手数料

(2) 施設供用期間中の物価変動によるサービス購入料C、D及びEの改定

ア 改定の条件

サービス購入料C、D及びEは、次のいずれかの条件を満たす場合に改定を行う。評価は毎年度1回とし、翌年度の第1四半期分から反映させる。なお、平成20年度及び平成21年度のサービス購入料については、物価変動による改定は行わない。

(ア) 下記計算式におけるサービス購入料の変動率が1%以上の場合

(イ) 下記計算式におけるサービス購入料の前回改定時からの変動率が3%以上の場合

イ 改定の計算方法

サービス購入料C、D及びEの改定は、以下のとおり行う。

(ア) スライドに用いる変動指数は、企業向けサービス価格指数－その他諸サービス（物価指数月報・日本銀行調査統計局）とする。なお、年2回の企業向けサービス価格指数の遡及訂正が行われた場合、(t-2)年度は遡及訂正が反映された企業向けサービス価格指数を用いる。また、企業向けサービス価格指数が新基準に改定された場合、(t-2)年度、(t-1)年度ともに新基準のもとでの価格指数を用いる。

(イ) サービス購入料は円単位で支払うこととし、改定後サービス購入料の円未満の部分は切り捨てるものとする。

サービス購入料改定計算式

$$P_t = P_{t-1} \times [(C S P I_{t-2} / C S P I_{t-3}) - \{ (Q_{t-2} / Q_{t-3}) - 1 \}]$$

P_t : t年度のサービス購入料（税抜き）

P_{t-n} : (t-n)年度のサービス購入料（税抜き）

$C S P I_{t-n}$: (t-n)年度の価格指数

$C S P I$: Corporate Service Price Index「その他諸サービス」

Q_{t-n} : $1 + ((t-n) \text{年度の消費税率} / 100)$

ウ 改定の手続

事業者は、毎年度6月30日までに、指標値の評価の根拠となる資料を添付して翌年度のサービス購入料の金額を市に通知し、市の確認を受けるものとする。改定が行われない場合も同様とする。

(3) 施設供用期間中の物価変動によるサービス購入料Fの改定

ア 改定の計算方法

サービス購入料Fの改定は、以下のとおり行う。

- (ア) スライドに用いる変動指数は、企業向けサービス価格指数－その他諸サービス（物価指数月報・日本銀行調査統計局）とする。なお、年2回の企業向けサービス価格指数の遡及訂正が行われた場合、(t-2)年度は遡及訂正が反映された企業向けサービス価格指数を用いる。また、企業向けサービス価格指数が新基準に改定された場合、(t-2)年度、(t-1)年度ともに新基準のもとでの価格指数を用いる。
- (イ) サービス購入料は円単位で支払うこととし、改定後サービス購入料の円未満の部分は切り捨てるものとする。

サービス購入料改定計算式

$$P_2 = P_1 \times [(C S P I_{t-2} / C S P I_{18}) - \{ (Q_t / Q_{18}) - 1 \}]$$

t : 事業者提案による更新業務実施年度

P₂ : 改定後サービス購入料F（税抜き）

P₁ : 事業者提案によるサービス購入料F（税抜き）

C S P I_n : n年度の価格指数

C S P I : Corporate Service Price Index「その他諸サービス」

Q_n : 1 + (n年度の消費税率/100)

イ 改定の手続

事業者は、更新業務実施予定年度の前年度6月30日までに、指標値の評価の根拠となる資料を添付して翌年度のサービス購入料Fの金額を市に通知し、市の確認を受けるものとする。改定が行われない場合も同様とする。

別紙 13 サービス購入料の減額の基準と方法
(第 53 条第 2 項、第 57 条、第 60 条第 2 項関係)

1 是正措置

(1) 要求水準未達の事象の発生

市は、第 53 条第 1 項に定めるモニタリングの結果、本施設が利用可能であること並びに要求水準書に示された業務の水準及び内容に従ったサービスが提供されていることが確認できず、本施設の施設供用状況が業務水準を満足していない（以下「要求水準未達の事象」という。）と判断する場合がある。

要求水準未達の事象とは、次の 3 つのレベルの事象をいう。

レベル 1	故意又は悪意による要求水準等の重大な違反 (具体例) ア 業務の放棄 イ レベル 2 以上の要求水準未達の事象の、是正完了・確認後の再発 ウ 業務報告書への虚偽の記載を含む、市への虚偽報告
レベル 2	本施設の運営上・又は利用上、明らかに重大な支障が生じる要求水準等の未達又は違反 (具体例) ア 小学校、図書館分館及び放課後児童クラブの各施設の全部又は一部が使用できないことによる、学校教育及び公共サービス提供への支障 イ 業務の未実施 ウ 要求水準等を満たさない状態（故障・不衛生状態等）の長期間にわたる放置 エ 災害時等における防災設備等の未稼働 オ 安全対策等の不備による重大な人身事故の発生 カ 個人情報の漏洩 キ 長期にわたる市との連絡不通等 ク 市からの勧告・指導・指示に合理的理由なく従わない ケ 業務計画書への虚偽記載又は事前の市の承諾を得ない変更
レベル 3	本施設の運営上・又は利用上、軽微な支障が生じる要求水準等の未達又は違反 (具体例) ア 業務の怠慢 イ 施設利用者や市の職員等への対応不備 ウ 業務報告書の不備 エ 事前に規定する関係者への連絡不備

※ それぞれの事象に関する具体例は、あくまでも例示であり、これ以外でも市が要求水準等の未達又は違反と判断する場合がある。

(2) 是正勧告（1 回目）

市は、要求水準未達の事象と判断した場合、事業者に対して、書面によりその是正を勧告することができる。

(3) 是正の実施

事業者は、市から是正勧告を受けた日から 10 日以内に、是正方策及び是正期間等を記載した是正計画書を作成し、市に対して提出する。事業者は、当該計画書に基づき、速やかに市と協議を行い、是正方策及び是正期間等について市の承諾を得た上で是正を実施し、是正の完了を市に対して報告する。

(4) 是正の確認

市は、事業者の是正完了報告を踏まえ、是正計画書に沿った是正方策が実施され、対象となった事象が是正されたかどうかを確認する。

(5) 是正勧告（2回目）

是正の確認の結果、対象となった事象が是正されていないと市が判断した場合、事業者に対して、再度、書面によりその是正を勧告する。

2 サービス購入料の減額措置

(1) 減額ポイントの計上・集計

市は、モニタリングの結果、要求水準未達の事象と判断し、事業者への是正勧告を行った場合、次の基準に従い減額ポイントを計上する。

	レベル1	レベル2	レベル3
市が事業者への是正勧告（1回目）を行った時点	各事象につき 10 ポイント	—	—
是正確認結果に基づき、市が事業者への是正勧告（2回目）を行った時点	各事象につき 10 ポイント (追加)	各事象につき 10 ポイント	各事象につき 3 ポイント

ただし、要求水準未達の事象が事業者の責めに帰さない事由により生じた場合は、減額ポイントは計上しない。

四半期の間に計上した減額ポイントを、サービス購入料C、D及びEの各対象事象ごとに分類し、当該四半期末に集計する。

(2) サービス購入料の減額

当該四半期末におけるサービス購入料C、D又はEの各サービス購入料ごとの累積減額ポイントが 10 以上である場合、次の算式に基づいてC、D又はEの各サービス購入料をそれぞれ減額する。

$$\begin{array}{ccc} \boxed{\text{サービス購入料の減額の額}} & = & \boxed{\text{四半期の累積減額ポイント}} \times 0.01 & \boxed{\text{サービス購入料の減額前四半期支払額}} \\ \\ \boxed{\text{サービス購入料の減額後四半期支払額}} & = & \boxed{\text{サービス購入料の減額前四半期支払額}} & - \boxed{\text{サービス購入料の減額の額}} \end{array}$$

当該四半期の累積減額ポイントは、翌四半期には繰り越さないものとする。ただし、四半期末の各サービス購入料ごとの累積減額ポイント数が 5 以上 10 未満である

状態が、当該サービス購入料が減額又は支払留保となった四半期を除いて 3 四半期にわたり連續した場合、減額ポイント計上の原因となった事象が同一であるか否かに係わらず、次の算式に基づいて当該 3 四半期目のサービス購入料を減額する（例 1 参照）。

$$\begin{array}{lcl} \boxed{\text{サービス購入料の減額の額}} & = & \boxed{\text{3四半期の累積減額ポイント}} \times 0.01 & \boxed{\text{サービス購入料の減額前四半期支払額}} \\ \\ \boxed{\text{サービス購入料の減額後四半期支払額}} & = & \boxed{\text{サービス購入料の減額前四半期支払額}} & - \boxed{\text{サービス購入料の減額の額}} \end{array}$$

(3) サービス購入料の返還

サービス購入料支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければサービス購入料が減額される状態であった場合、事業者は、減額されるべきサービス購入料に相当する額を返還しなければならない。

この場合、当該減額されるべきサービス購入料を市が事業者に支払った日から、市に返還する日までの日数につき、年 3.4% の割合で計算した額の違約金を付するものとする。

なお、市への虚偽報告がなされた四半期については、1 回分の減額を受けたものとみなす。

(4) サービス購入料の支払留保

サービス購入料の減額が生じた後、同一のサービス購入料区分において連續する 2 四半期にわたりサービス購入料の減額が継続した場合、減額ポイント計上の原因となった事象が同一であるか否かに係わらず、市は 3 四半期目の当該業務のサービス購入料の支払いを停止することができる（例 2 及び 3 参照）。

(5) 契約の解除

サービス購入料の支払いを停止した後、さらにサービス購入料の減額が継続し当該事象が重要なものでありかつ改善が困難であると市が判断した場合には、市は事業者に対して書面により通知したうえで本契約の全部を解除することができる。

例 1 累積減額ポイント数 5 以上 10 未満の連続による減額措置の例

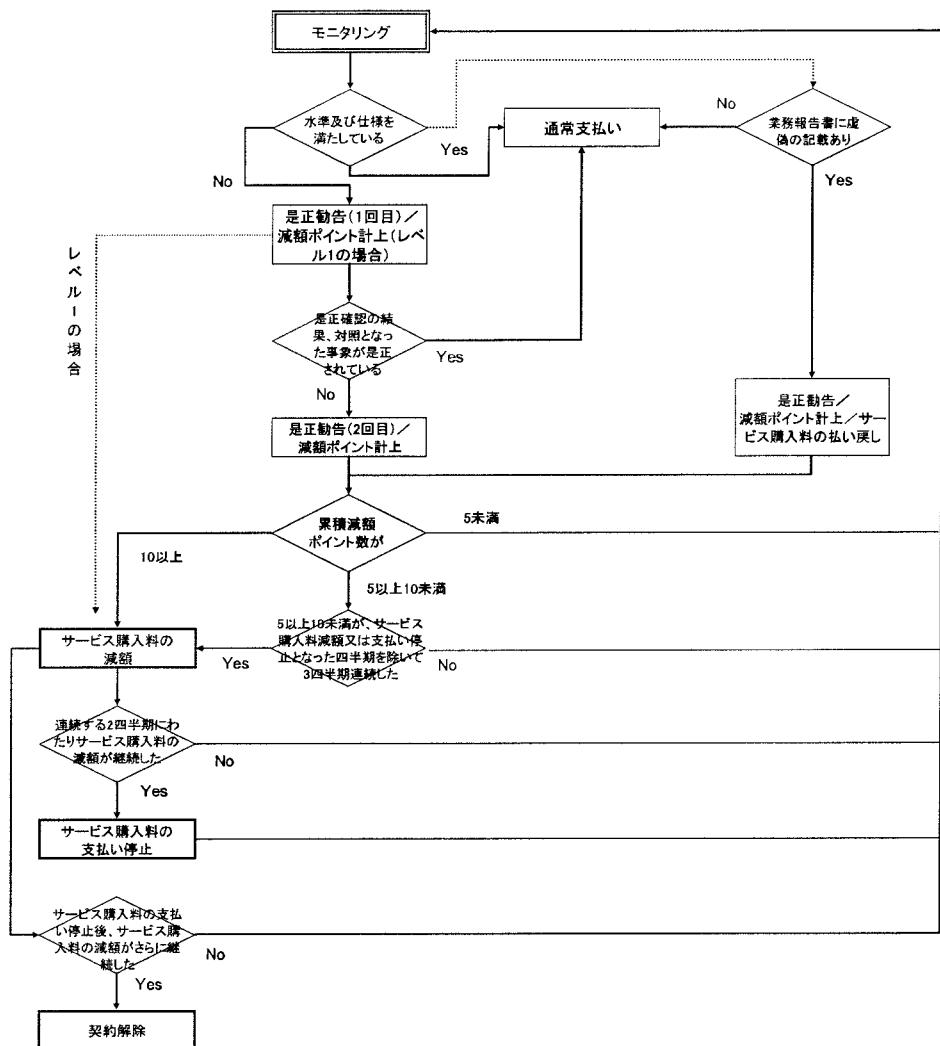
年度	四半期	累積減額 ポイント	減額措置
平成 25 年度	2	3	減額なし
	3	6	減額なし (5 ポイント以上 1 回目)
	4	9	減額なし (5 ポイント以上 2 回目)
平成 26 年度	1	9	5 ポイント以上 3 回目→24% (6+9+9) の減額
	2	3	減額なし
	3	6	減額なし (5 ポイント以上 1 回目)
	4	20	20% の減額
平成 27 年度	1	6	減額なし (5 ポイント以上 2 回目)
	2	6	5 ポイント以上 3 回目→18% (6+6+6) の減額

例 2 支払留保が発生しない例

年度	四半期	累積減額 ポイント	減額措置
平成 25 年度	2	10	10% の減額
	3	3	減額なし
	4	20	20% の減額
平成 26 年度	1	13	13% の減額
	2	9	減額なし

例 3 支払留保が発生する例

年度	四半期	累積減額 ポイント	減額措置
平成 25 年度	2	10	10% の減額
	3	3	減額なし
	4	20	20% の減額
平成 26 年度	1	13	13% の減額
	2	20	20% の減額ではなく、100% の支払留保



別紙 14 法令変更による追加的な費用の負担割合
(第 14 条第 3 項第 3 号、第 35 条第 2 項第 3 号、
第 37 条第 1 項第 3 号、第 42 条第 1 項、第 62 条第 2 項関係)

	市負担割合	事業者負担割合
① 本事業に直接関係する法令の新設・変更の場合	100%	0%
② ①の法令以外の法令の新設・変更の場合	0%	100%

なお、①の本事業に直接関係する法令とは、特に本施設の設計、建設、維持管理・運営その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び事業者に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。